

契約情報

| | |
|-------|---|
| 発注機関 | 岐阜県立可児高等学校 |
| 工事名 | 視聴覚室空調機器更新工事 |
| 施工場所 | 可児市坂戸987-2 岐阜県立可児高等学校敷地内 |
| 契約年月日 | 令和3年7月15日 |
| 施工期間 | 令和3年7月15日 ~ 令和3年8月13日 |
| 契約方法 | 随意契約 |
| | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 |
| 契約者 | 可児市川合2749-9 |
| | 市原産業(株) |
| 契約金額 | 2,145,000 円 |
| 工事概要 | 特別棟視聴覚室のエアコン(既存・修理不能)を撤去し、新たにエアコンを設置する。 |

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

| 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をすることができる場合 | 今回の契約が左に該当すること等の説明 |
|---|---|
| <p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> | <p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないこと等の説明</p> <p>—</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要</p> <p>—</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないこと等の説明</p> <p>国語科教諭の病休に伴い、急遽複式学級による授業を行う必要が生じた。 また夏季休業中に開催を予定している補習や時間外学習指導においても、複式学級形式での開催を予定しているところである。 しかし複数のクラスを収容できる「特別棟視聴覚室」の空調設備が修理不能となっており、生徒に係る熱中症対策として、緊急に設備を更新する必要性が生じた。</p> <p>4 特定の者を選定した理由 既設の設備は、市原産業（株）が平成6年度に可児高等学校特別棟の教室とともに設置したものであり、設備の状況を熟知しており、緊急の処置にも対応できるだけの企業能力を有していることから、市原産業（株）と1者による随意契約を締結したい。</p> |

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。